

悪質商法による消費者被害の例

利殖商法・先物取引商法

A社から株購入のDMが自宅に届いた。株式のことはよく分からないので放っておくと翌日、B社から電話が掛かってきて「A社の株を持っていませんか？もしお持ちでしたら1株20万円で売っていただけませんか？」と言われた。先日のDMを見ると、1株10万円と書いてあったので、慌ててA社に電話し、20株購入した。その後、B社へ連絡を取ろうとして電話をしたが、つながらなかった。

業者が自宅に来訪し「原油価格がもうすぐ上がるので、今がチャンスです！」と言われ、先物取引の説明を受けた。説明に納得したので、つい契約をしてしまった。

後日、業者から連絡があり「価格が大きく変動し、このままでは大損となってしまいます。すぐに契約保証金を支払ってください」と言われ、言われるままに支払ってしまった。

その後も2度ほど契約保証金を支払ったが1円も儲からず、業者とも連絡がとれなくなってしまった。